平成２３年（フ）第４９５号
埼玉県川越市月吉町13番地１　県営住宅５号棟301号室
債務者　五十君富士恵
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１２号
埼玉県入間郡毛呂山町大字前久保628番地２ベルハイツ長瀬Ａ―204号
債務者　神寶　秀樹
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１３号
埼玉県川越市砂新田３丁目18番地４　グラン・コート川越新河岸303号
債務者　橋本　行功
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５２４号
埼玉県入間郡毛呂山町中央１丁目１番地１県営いわい団地１―102号
債務者　阿部百合子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５４３号
埼玉県飯能市栄町11番地12　新井ハイツ103
債務者　中川　眞一
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５４９号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目11番29号　ブルースカイＢ202
債務者　三谷　良二
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５５０号
埼玉県日高市大字北平沢772番地６
債務者　小松　　幹
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５５５号
埼玉県所沢市大字上安松1355番地の４　サンハイム所沢Ｂ―103
債務者　荒牧　浩好
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５５７号
埼玉県ふじみ野市福岡１丁目５番６号　上福岡第２宝マンション505
債務者　内田　裕介
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３９号
千葉県山武郡九十九里町真亀4193番地
債務者　永嶋　和行
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２１号
静岡県伊豆の国市南江間1388番地の５　グリーンピア21Ａ　101号
債務者　井上　美子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
静岡県沼津市東沢田357番地の２
債務者　髙田　直浩
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
静岡県伊東市吉田786番地の３
債務者　山田百合子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
静岡県御殿場市神場571番地の１　駒場学園高校御殿場校舎内管理棟
債務者　松原　康裕
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
静岡県沼津市吉田町９番９号、前住所神奈川県横浜市神奈川区反町１丁目１番地９
債務者　窪田　直人
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
静岡県沼津市西沢田432番地　佐藤マンション102
債務者　日吉　清信
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
静岡県伊東市荻452番地の59
債務者　久保田麻衣
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係